

# 厚岸町農業委員会委員募集要領

## 1 募集人数

14名

### ○委員の構成条件

- ・認定農業者 7人以上
- ・農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しない者 1人以上

## 2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

## 3 身 分

厚岸町の特別職の非常勤職員

## 4 職務内容

農地の売買や貸借といった権利移動の認可及び農地転用の審査業務、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進など。

## 5 委員報酬

会長 月額 59,600円

会長代理 月額 49,600円

委員 月額 46,600円

## 6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 町内に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 町職員でない者
- (3) 20歳以上の者
- (4) 厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年厚岸町条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 破産手続き開始の決定を受け、復権を得ない状況にない者。
- (6) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない状況にない者、又はその執行を受ける可能性がある状況にない者。

## 7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、持参または郵送により厚岸町水産農政課農政係までご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

### (1) 提出書類

町内に住所を有する個人から推薦する場合	様式 1
法人又は団体から推薦する場合	
応募する場合	様式 2

### (2) 提出先

提出書類は、持参または郵送により、下記問い合わせ先へ提出してください。

### (3) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで【必着】

※持参される場合は、役場開庁日の午前9時から午後5時までに提出してください。

## 8 選任方法

厚岸町農業委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに、推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、その結果を町長へ報告します。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

評価委員会の報告を参考に町長が農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

なお、選任結果は、推薦をする者及び推薦を受ける者並びに応募者全員に文書で通知します。

## 9 情報の公表

募集期間の中間および終了後に、町のホームページで以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む）等の数

## 10 問い合わせ先

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町水産農政課農政係

電話 0153-52-3131（内線161）